

伊勢原市私道等の寄附に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私有道路又は私有地（以下「私道等」という。）を公衆用道路敷地として、寄附する手続に関し、必要な事項を定めることにより、市道路網の整備促進に資することを目的とする。

(適用除外)

第2条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令等に基づき道路管理者と協議を行い、市に帰属する道路は、適用を除外する。

(寄附申込みに先立つ申出手続)

第3条 私道等を市に寄附しようとする者（以下「寄附申出者」という。）は、寄附申込みに先立つ手続として、私道等の寄附申出書（第1号様式）により、次に掲げる書類を添えて申し出るものとする。この場合において、土地の所有者が2人以上の私道等については、その代表者が申し出るものとする。

- (1) 案内図
- (2) 公図写し
- (3) 土地登記簿謄本
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) 土地占用物件調書（第2号様式）
- (6) 近隣土地所有者の同意書（第3号様式）
- (7) その他必要とする書類

(審査)

第4条 道路管理者は、前条の規定による私道等の寄附申出書が提出されたときには、平成24年9月30日以前に整備完了又は整備に着手した道路については別表第1及び別表第2に基づく審査及び現地調査を行い、平成24年10月1日以後に整備に着手した道路については伊勢原市道路整備基準（平成24年伊勢原市告示第160号）及び別表第2に基づく審査及び現地調査を行い、寄附の受納についての可否を私道等の寄附申出審査結果通知書（第4号様式）により寄附申出者又は代表者に通知するものとする。

(寄附申込手続)

第5条 前条の私道等の寄附申出審査結果通知書により寄附ができる旨の通知を受けた者は、私道等の寄附申込書（第5号様式）により次に掲げる書類を添えて申し込むものとする。

- (1) 土地所有権移転登記承諾書
- (2) 印鑑登録証明書（法人の場合は、資格証明書及び代表者の印鑑登録証明書）
- (3) 境界確定図
- (4) その他必要とする書類

2 前項の規定により申込みをする場合は、寄附する土地に所有権以外の権利が設定されているものについては、当該権利を抹消し、第3条後段の規定にかかわらず、土地の所有者ごとに申し込むものとする。

(費用負担)

第6条 第3条及び前条に係る費用並びに分筆登記の費用は、申請者の負担とする。
ただし、所有権移転登記の費用は、市の負担とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に道路管理者が公衆用道路敷地として寄附することを認めた私道等については、適用を除外する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に道路管理者が公衆用道路敷地として寄附することを認めた私道等については、改正後の伊勢原市私道等の寄附に関する取扱要綱第5条及び第6条の規定は、適用しない。

附 則 (令和2年3月27日告示第40号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に道路管理者が公衆用道路敷地として寄附することを認めた私道及び事前相談を受け付けた私道のうち市長が認めるものの審査及び現地調査については、この告示による改正後の伊勢原市私道等の寄附に関する取扱要綱第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和3年10月12日告示第253号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

項目	条件及び内容	準用する基準等	
道路幅員	側溝を含んで4メートル以上有すること。	伊勢原市市道認定基準 (平成7年伊勢原市告示第56号)	
接続する道路の条件 (右記のいずれかに 該当すること)	通り抜け道路	起点及び終点が直接道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路に接続していること。	
	一端(起点)が道路法に規定する道路に接続している道路のうち、袋路状道路又は終点が道路法に規定する道路以外の法定外公共物(道路)に接続する道路	① 終点が公共施設等に接していること。	伊勢原市市道認定基準
		②-1 道路延長が35メートル以下であること。	
		②-2 道路延長が35メートルを超えるものにあつては、区間35メートルごとを標準に、自動車転回広場が設けられていること。	
②-3 道路延長が35メートルを超え、かつ道路幅員が6メートル以上であること。この場合には自動車転回広場は不要とする。			
道路勾配	縦断勾配は、9パーセント以下であること。 横断勾配は、2パーセントを標準とする。 合成勾配は、8パーセント以下であること。	伊勢原市道路整備基準 (平成24年伊勢原市告示第160号)	
舗装	アスファルト舗装又はコンクリート舗装がされ、歩行者や車両が安全かつ円滑な通行ができる路面状態であり、側溝蓋面と舗装面の段差がなく、側溝部と舗装の平坦性が確保されていること。	伊勢原市私道等の寄附に関する取扱要綱 (平成18年伊勢原市告示第9号)	
	舗装が傷んでいる場合には、舗装の打ち替えを必要とする。		
排水施設	舗装の打ち替えを行う場合には、舗装の端部に舗装止め壁等を設置すること。	伊勢原市道路整備基準	
	雨水排水処理のための排水施設が設置され、流末が公道又は公共用地に確保されていること。	伊勢原市私道等の寄附に関する取扱要綱	
	側溝には蓋(二種)を必要とし、維持管理上、蓋が開けられる状態であること。	伊勢原市道路整備基準	
	維持管理上、最低限必要な数の集水枘及びグレーチングを必要とする。なお、グレーチングは車両対応のものとする。		
片勾配の場合には、片側側溝でもよい。			
	U字溝の規格は、U240以上であること。		
交通安全施設	歩行者や車両が安全に通行するために必要な防護柵や視線誘導標等を設置すること。	伊勢原市私道等の寄附に関する取扱要綱	
隅切り	両側の場合は、3メートル以上、片側の場合は、4.5メートル以上であること。	伊勢原市道路整備基準	
所有権以外の権利	寄附する土地に所有権以外の権利が設定されていないこと。	伊勢原市私道等の寄附に関する取扱要綱	
道路境界	道路境界が確定し、隣接地との道路境界と曲点に市規格の杭又は鋸を設置すること。	伊勢原市市道認定基準	
道路占用物件	道路占用許可を得ることのできない物件がないこと。 また、道路管理者が撤去を条件とする物件(段差解消ブロック等)については撤去すること。	伊勢原市市道認定基準	

別表第2（第4条関係）

項目	条件及び内容
過去の溢水経歴	過去に地形的な溢水経歴がない場所であること。
道路構造物等の状態	市が寄附を受けた後10年間は、道路構造物等の修繕を必要としない状態が見込まれること。
寄附受入に対する沿道住民等の全面的な協力	市が寄附を受けた後10年間は、寄附時点の状態を維持することを基本とし、新規の機能向上や交通安全施設等の設置を要望しないこと。
必要な修繕等	壊れている箇所や側溝の清掃等を行うこと。
その他	道路の安全性の確保と適正な維持管理のため、現場の状況ごとに必要と考えられる内容に対応すること。

第1号様式（第3条関係）

私道等の寄附申出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申出者又は代表者 住所
氏名
連絡先

印

次の土地を公衆用道路として寄附したいので、関係書類を添えて申し出ます。

1 寄附を申し出る土地の表示

大字	字	地番	地目	地積 m^2	所有者	実印	所有権以外の 権利の有無
				寄附面積			

2 上記の土地に所有権以外の権利が設定してある場合は、寄附の申込手続までに、土地の所有者の費用で完全に抹消し、第三者から求償等の申出があるときは、土地の所有者が責任をもって解決します。

3 隣接地との境界については、確定しています。

4 添付書類

- (1) 案内図
- (2) 公図写し
- (3) 土地登記簿謄本
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) 土地占用物件調書（第2号様式）
- (6) 近隣土地所有者の同意書（第3号様式）
- (7) その他必要と認められる書類

第2号様式（第3条関係）

土地占用物件調書

物件の所在する
土地の所有者の氏名

1 地上占用物件（該当する物件の□内にレ印をしてください。）

物件の種類	規格寸法	数量	所在する土地の地番
<input type="checkbox"/> 電柱・電話柱類			
<input type="checkbox"/> 交通標識類			
<input type="checkbox"/> 看板類			
<input type="checkbox"/> 立木			
<input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入してください)			

2 地下占用物件（該当する物件の□内にレ印をしてください。）

物件の種類	規格寸法	数量	所在する土地の地番
<input type="checkbox"/> 水道管			
<input type="checkbox"/> 公共下水道管			
<input type="checkbox"/> 個人管理排水管			
<input type="checkbox"/> ガス管			
<input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入してください)			

3 この調書に記載した物件で、道路管理者が指定したものは、道路管理者が指示する期日までに、私の費用で完全に除去します。

第3号様式（第3条関係）

同意書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申出人又は代表者 住所
氏名

[署名してください。]

（住所・氏名）が所有する（所在地）の道路を伊勢原市に寄附することに関して、伊勢原市私道等の寄附に関する取扱要綱第4条別表第2の項目「寄附受入に対する沿道住民等の全面的な協力」に規定する次の条件を遵守することに同意します

1 条件

市が寄附を受けた後10年間は、寄附時点の状態を維持することを基本とし、新規の機能向上や交通安全施設等の設置を要望しないこと。

2 近隣土地所有者同意欄

住所	氏名	同意日

伊 第 号
年 月 日

私道等の寄附申出審査結果通知書

（申出者又は代表者） 住 所
氏 名 様

伊勢原市長

年 月 日付けで提出された私道等の寄附申出書について、次のとおり決定したので通知します。

1 決定区分

- 寄附の受納ができません。（理由は、2のとおりです。）
- 寄附の受納ができます。（条件は、3のとおりです。）

2 受納できない理由

3 寄附の条件

- (1) 寄附する土地の所有権は、無償で市へ移転すること。
- (2) 寄附する土地に所有権以外の権利が設定してある場合は、寄附の申出手段までに土地の所有者の費用で完全に抹消し、第三者から求償等の申出があるときは、土地の所有者が責任を持って解決すること。
- (3) 境界の確定及び境界石の埋設について、地権者の承諾が得られること。
- (4) その他

（事務担当は、 ）

第5号様式（第5条関係）

私道等の寄附申込書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所
(土地所有者)
氏名

印

私は、次の土地を公衆用道路として寄附します。

1 寄附する土地の表示

番号	大字	字	地番	地目	寄附面積 m ²
合 計					

2 隣接土地所有者境界承諾書

大字	字	地番	所有者住所氏名	印

3 添付書類

- (1) 土地所有権移転登記承諾書
- (2) 印鑑登録証明書（法人の場合は、資格証明書及び代表者の印鑑登録証明書）
- (3) 境界確定図
- (4) その他必要と認められる書類

注 土地所有者の印は、実印で押印してください。